

令和7年9月30日

大磯町議会議長 清田 文雄様

懲罰特別委員会
委員長 石川 則男

委員会審査報告書

本委員会に付託された「玉虫志保実議員に対する懲罰動議について」は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第73条の規定により報告します。

1 懲罰事由の有無

懲罰を科すべきでないと認める。

2 委員会開催年月日

令和7年9月30日（火）午前11時00分 から 午後4時43分

3 出席委員

委員長 石川 則男

副委員長 毛利 泰輔

委員 竹内 恵美子、二宮 加寿子、橋本 秀彦、
おか みゆき、高橋 英俊

4 提出理由の主な内容

（動議理由）

令和7年9月9日本会議、玉虫議員の一般質問において、スクールカーストという概念を説明する際、公職にある立場の3人と、私人である、議員の子（児童生徒）を特定したうえで、町に対し質疑を行う議場の場において、議員の私生活へ言及し憶測に基づく不穏当な発言、並びに私人である議員の子どもを特定しカーストの上下関係を助長したかの発言は、子どもの人権への配慮に欠いた不適切な発言として看過できないものである。

よって、地方自治法第 132 条の規定（議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。）に抵触するとともに、副議長という議会統治の補佐的立場である玉虫議員の言動は、議会の秩序や品位を著しく失墜させ、さらに私人の人権を侵害するものである。

（委員会での補足説明）

- ・議長の度重なる説得にも応じず、議会運営を軽視した態度が議長を補佐する立場として全く理解できない。
- ・議会運営体制が変わって、直後にこのような混乱を来たすことになったことを重く受け止めていただきたい。
- ・今回対象となった子どもの名誉のためにも、少なくともカーストの上位関係を作るという目的は一切ないと断言でき、信じている。
- ・未来への汚点を残さないよう、各委員の皆様の良識ある言論を望みたい。

5 委員からの主な意見（討論）

（1）懲罰を科すことに反対の意見

- ・特定した事実はなく、固有名詞も出してない。
- ・特定性のない抽象的な発言に懲罰を科すことはあってはならない。
- ・特定の根拠に基づく内容ではないということも踏まえ、根拠が薄弱な動議である。
- ・玉虫議員の発言は、保護者の意見も代弁されているということ、また、スクールカーストの説明については一般的であり、上下関係を助長したとは思わない。
- ・動議にある「議会の秩序や品位を著しく失墜させ、さらに私人の人権を侵害するものである」とは感じられず懲罰には当たらないと考える。
- ・大人が背負わなければならないことを子どもに背負わせるような内容の案件は、あまり好ましくない。

（2）懲罰を科すことに賛成の意見

- ・意見なし

6 採決

採決の結果、「玉虫志保実議員に対する懲罰動議について」は懲罰を科さないことに決定した。